

主治医 様

多治見市こども健康部

保育幼稚園課

「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に関するお願い

日頃は多治見市の保育行政に、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

多治見市の保育園では、安全な給食提供をおこなうため、食物アレルギーのある園児に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー、アナフィラキシー）」の提出を必須としています。つきましては園児の生活管理指導表の作成をお願い申し上げます。

【多治見市のアレルギー対応について】

多治見市の食物アレルギー対応は「完全除去対応」を基本としております。
(ただし、卵と乳については特例を設けております。)

アレルギーを含む食材を給食で食べることができると診断された場合は、
保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の E. 特記事項欄に、
裏面の記載例をご覧ください。記述をお願い申し上げます。

<問い合わせ先>

多治見市こども健康部 保育幼稚園課

TEL：23-5947（直通）

< 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 記載例 >

(参考様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月) _____ 保育園 _____ 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

食物アレルギー (あり・なし) アナフィラキシー (あり・なし)	病型・治療 A. 食物アレルギー病型 ① 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 ② 即時型 ③ その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシーその他) B. アナフィラキシー病型 ① 食物 (原因 小麦) ② その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛) C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 ① 鶏卵 (①②③) ② 牛乳・乳製品 (①②③) ③ 小麦 (①②③) ④ ソバ (①②③) ⑤ ビーナッツ () ⑥ 大豆 () ⑦ ゴマ () ⑧ ナッツ類* () (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・) ⑨ 甲殻類* () (すべて・エビ・カニ・) ⑩ 軟体類・貝類* () (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・) ⑪ 魚卵* () (すべて・イクラ・タラコ・) ⑫ 魚類* () (すべて・サバ・サケ・) ⑬ 肉類* () (鶏肉・牛肉・豚肉・) ⑭ 果物類* () (キウイ・バナナ・) ⑮ その他 () *は()の中の該当する項目に○をすか具体的に記載すること D. 緊急時に備えた処方薬 ① 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) ② アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 ③ その他 ()	保育所での生活上の留意点 A. 給食・離乳食 ① 管理不要 ② 管理必要(管理内容については、病型・治療のC.欄及び下記C. E欄を参照) B. アレルギー用調整粉乳 ① 不要 ② 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ベプティエット・エレメンタルフォーミュラ その他() C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 ① 鶏卵: 卵殻カルシウム ② 牛乳・乳製品: 乳糖 ③ 小麦: 醤油・酢・麦茶 ④ 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ⑤ ゴマ: ゴマ油 ⑥ 魚類: かつおだし・いりこだし ⑦ 肉類: エキス D. 食物・食材を扱う活動 ① 管理不要 ② 原因食材を教材とする活動の制限 (小麦) ③ 調理活動時の制限 (小麦) ④ その他 ()	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____ ○△□クリニック 0572-00-XXXX
	病型・治療 A. 症状のコントロール状態 ① 良好 ② 比較的良好 ③ 不良 B. 長期管理薬 (短期追加治療薬を含む) ① ステロイド吸入薬 剤形: _____ 投与量(日): _____ ② ロイコトリエン受容体拮抗薬 ③ DSGO吸入薬 ④ ベータ刺激薬(内服・貼付薬) ⑤ その他 () C. 急性増悪(発作)治療薬 ① ベータ刺激薬吸入 ② ベータ刺激薬内服 ③ その他 () D. 急性増悪(発作)時の対応 (自由記載)	保育所での生活上の留意点 A. 寝具に関して ① 管理不要 ② 防ダニ剤等の使用 ③ その他の管理が必要() B. 動物との接触 ① 管理不要 ② 動物への反応が強いため不可 動物名() ③ 飼育活動等の制限() C. 外遊び、運動に対する配慮 ① 管理不要 ② 管理必要 (管理内容) () D. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。
 同意する _____
 同意しない _____
 保護者氏名 _____

医師より、アレルゲンを含む食材を給食で食べることができると診断された場合は、「保育所での生活上の留意点」の「E. 特記事項」に、下記の記載例のようにご記入願います。

◆卵のアレルギー

①卵料理が食べられる場合

加熱卵なら1個食べても問題なし または 加熱卵で鶏卵1個は食べられることを負荷試験確認済み

②マヨネーズが食べられる場合

マヨネーズは可

③①・②が両方食べられる場合は、加熱卵とマヨネーズが食べられる

◆乳・乳製品のアレルギー

※①、②どちらも飲用牛乳を、豆乳かお茶に代替することが条件です。

【給食のパン提供が可能となる基準】

≪目安量は保育園給食用のパンの乳たんぱく質量を考慮しています。≫

1斤340g市販食パン目安量: 園児(6枚切1枚)

①パンを含めた乳・乳製品料理を食べることができる場合

牛乳200mlまではOK または 牛乳を200ml飲むことを負荷試験で確認済み

②パンのみ食べられる場合

給食のパンは食べても問題なし